

令和7年度新規課題公募について



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

環境研究総合推進部 研究推進課

①環境研究総合推進費の概要

②令和7年度新規課題公募について

(独) 環境再生保全機構 (ERCA) とは

- ▶ 環境省所管の独立行政法人。
Environmental Restoration and Conservation Agency 略して「ERCA」(エルカ)
- ▶ 「環境研究総合推進費に係る配分業務等」が環境省から移管。

《ERCAの業務内容》

1. 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害健康被害補償業務
2. 補償法に基づく公害健康被害予防事業
3. 民間団体が行う環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業
4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
6. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済業務
- 7. 環境研究総合推進費に係る配分業務等**
8. 熱中症対策に係る情報提供及び地方公共団体等への支援業務
9. 1 から8の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究等
10. 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収等



環境研究総合推進費の目的及び特徴

環境研究総合推進費は環境省所管の競争的研究費（配分業務等はERCA）

目的

研究開発により**環境政策の推進に寄与**

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全確保など、持続可能な社会の実現に向けた**環境政策の推進**にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進

特徴

環境政策貢献型の競争的研究費

- ▶ 「**環境研究・環境技術開発の推進戦略**」（2024年8月環境大臣決定）に掲げられた**重点課題への貢献**が基本
- ▶ 環境省各部局の研究開発ニーズを踏まえ策定する研究テーマを提示し公募
- ▶ 研究の進捗フォロー（ERCAプログラムオフィサーやアドバイザーの支援）

環境研究総合推進費の位置づけ

環境基本法

第六次環境基本計画 (令和6年5月21日閣議決定)

目的 「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」、「人類の福祉への貢献」

重点戦略

環境・経済・社会の課題を統合的に解決するような横断的な6つの戦略

- 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- 2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- 3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- 4 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装

- 6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

科学技術 基本法

第6期科学技術・イノベーション基本計画

(令和3年3月26日閣議決定)

我が国が目指す社会
(Society 5.0)

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会
一人ひとりの多様な幸せ (well-being) が実現できる社会

Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 (実行計画として位置づけられる年次戦略)

統合イノベーション戦略2024(2024年6月閣議決定)

科学技術・イノベーション
政策の3つの基軸

『先端科学技術の戦略的な推進』
『知の基盤 (研究力) と人材育成の強化』
『イノベーション・エコシステムの形成』

環境研究・環境技術開発の推進戦略

(2024年8月環境大臣決定 (以下「推進戦略」))

研究・開発、知の基盤、人材育成

① 科学的知見に基づく政策決定や統合的な課題解決の基盤となる研究・開発等の推進

開発・実証・普及、経済、国土、地域、暮らし、国際、イノベーション、先端科学技術、スタートアップ

② 「新たな成長」を支える最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進

環境分野の研究・技術開発、
実証、実装の戦略的実施

国立環境研究所
次期中長期
目標・計画

環境研究総合推進費
重点課題の設定

「ウェルビーイング/
高い生活の質」に
つながる経済社会
システムの実現

「環境研究・環境技術開発の推進戦略」における重点課題

中長期（～2050年頃）に目指すべき社会像を提示

全般（統合領域）

気候変動領域

資源循環領域

自然共生領域

安全確保領域

- (1) 全般（統合）：環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上による「ウェルビーイング／高い生活の質」、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の統合的な実現
- (2) 気候変動：行動の加速、科学に沿った **2050年ネット・ゼロの達成**
- (3) 資源循環：**ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の達成による循環型社会形成に向けた循環経済への移行**
- (4) 自然共生：**「ネイチャーポジティブ」の実現により、生物多様性が評価・保全・回復・賢明に利用され、生態系サービスが維持され、「自然と共生する社会」が実現**
- (5) 安全確保：顕在・潜在リスクを含めた**生命環境への脅威の可能性を包括的かつ未然に防止し、活力ある社会が実現**

目指すべき社会像の実現に向けて

今後5年程度で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題を設定＝重点課題

- ▶ 「統合」、「気候変動」、「資源循環」、「自然共生」、「安全確保」の **5つの領域に16の重点課題**を設定
- ▶ 重点課題は、以下の2軸から設定
 - **科学的知見に基づく政策決定や統合的な課題解決の基盤**となる研究・開発等の推進
 - 「新たな成長」を支える最先端の**環境技術等の開発・実証と社会実装**の推進

環境研究総合推進費は・・・

- ▶ 推進戦略に基づく **重点課題の解決に貢献することを基本**とする
- ▶ 公募に際して環境省が提示する、今後2、3年間で短期的・集中的に取り組むべき環境研究・技術開発のテーマ **「行政要請研究テーマ（行政ニーズ）」も重視**して研究開発を推進

- ✓ 申請に当たり**重点課題**の選択が**必須**
- ✓ **行政ニーズ**の選択は**必須ではない**

環境研究総合推進費の研究対象領域

- ▶ 研究対象領域は推進戦略に示された5つの研究領域。環境分野のほぼ全域を網羅。
- ▶ 中長期的（～2050年頃）に目指すべき社会像を想定した上で、各領域において、今後5年程度で重点的に取り組むべき課題（重点課題）を提示。
- ▶ 重点課題に基づき、環境省から環境政策への貢献・反映を目的とした研究テーマを毎年提示。
- ▶ なお、エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発は公募対象外。

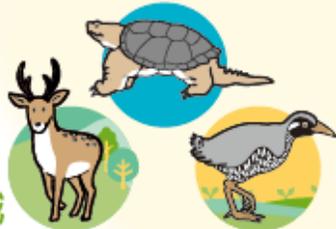
気候変動



気候変動領域

フロン類排出量の削減技術、エネルギーシステム移行に関する環境・経済・社会的受容性の向上、適応策と他の政策とのコベネフィットの評価、気候変動の自然災害への影響、熱中症対策、気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明…等に関する研究・技術開発

自然共生



自然共生領域

リモートセンシング、環境DNA解析等の新技術を活用した情報集積、鳥獣の革新的な捕獲・処理・モニタリング技術、人間の福利との関係を含む生態系サービスの解明と地域の合意形成支援ツールの開発…等に関する研究・技術開発

統合



統合領域

ライフスタイルのイノベーションの創出、環境・経済・社会を統合的に解決するローカルSDGsの実現（地域循環共生圏）、ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブを統合的に達成していく経路の提示及び実現、災害廃棄物の再生利用率の向上、気候変動・生物多様性・汚染（海洋プラスチック汚染を含む）等の環境問題とポストSDGs等を見据えた経済社会問題とのシナジーとトレードオフの課題…等に関する研究・技術開発

資源循環領域



地域循環共生圏を見据えたバイオマス等の資源からの効率的な資源やエネルギー回収・利用技術、再生プラスチックの利用拡大を可能とする解体・破碎・選別技術、循環経済への移行の進展状況の把握に資する指標開発・データ整備…等に関する研究・技術開発

安全確保領域



化学物質等の複合的なリスクによる生態・健康影響の評価・解明、越境汚染を含む大気汚染現象の解明及び気候変動との相互影響評価、花粉症等の健康影響、PFASに関する環境監視測定に資する精度管理方法の確立と標準化及びリスク評価や対策技術…等に関する研究・技術開発

資源循環

安全確保

推進戦略では今後5年程度で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題『重点課題』を提示。

重点課題一覧

研究・技術開発例

<統合領域>

- 重点課題①：持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示及びその実現
- 重点課題②：環境・経済・社会の統合的向上
- 重点課題③：ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現
- 重点課題④：災害・事故に伴う環境問題への対応
- 重点課題⑤：グローバルな課題の解決及び国際協調・国際競争力の強化

- ライフスタイルのイノベーションの創出
- 環境・経済・社会の課題を統合的に解決するローカルSDGsの実現（地域循環共生圏）に資する政策研究
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブを統合的に達成していく経路の提示及び実現
- 災害廃棄物の再生利用率の向上に資する研究・技術開発
- 気候変動、生物多様性、汚染（海洋等のプラスチック汚染を含む）等の環境問題と、ポストSDGs等を見据えた経済社会問題とのシナジーとトレードオフの課題 等

<気候変動領域>

- 重点課題⑥：気候変動緩和策
- 重点課題⑦：気候変動適応策
- 重点課題⑧：地球温暖化現象の解明・予測・対策評価

- フロン類排出量の削減技術と推計精緻化の研究・技術開発
- 熱中症対策に関する研究・技術開発
- 気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明に資する総合的観測・予測研究等

<資源循環領域>

- 重点課題⑨：地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築
- 重点課題⑩：ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 重点課題⑪：社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保

- 地域循環共生圏を見据えたバイオマスや他の様々な資源からの効率的な資源やエネルギー回収・利用技術の開発
- 再生プラスチックの利用拡大を可能とする解体・破碎・選別技術の開発
- 循環経済への移行の進展状況の把握に資する指標開発・データ整備 等

<自然共生領域>

- 重点課題⑫：生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発
- 重点課題⑬：生態系サービスの持続的な利用やシステム解明

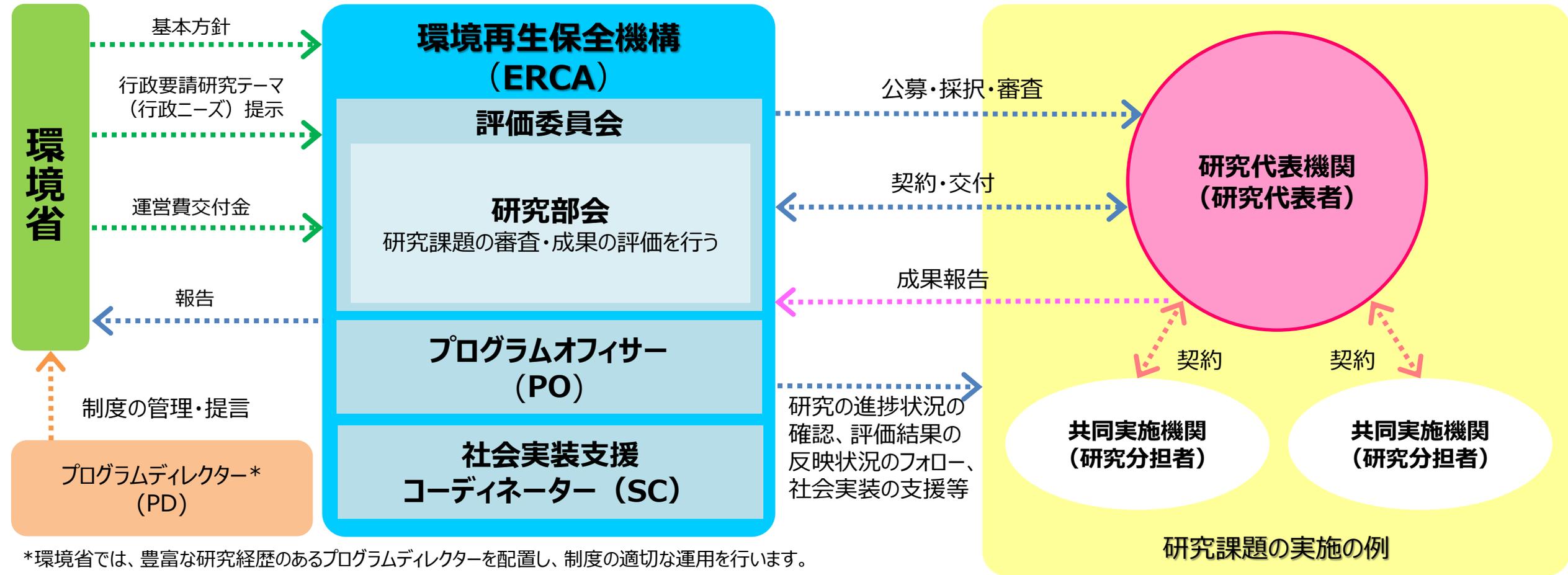
- リモートセンシング、環境DNA解析、遺伝子分析など、様々なレベルの新技术を活用した生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、ICTを活用したビッグデータを解析するための評価手法、利活用法の開発
- 人間の福利との関係を含む生態系サービスの解明と地域における合意形成支援ツールの開発 等

<安全確保領域>

- 重点課題⑭：化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進
- 重点課題⑮：大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明
- 重点課題⑯：水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明

- 環境中の化学物質等の複合的なリスクによる生態・健康影響の評価・解明
- 越境汚染を含む大気汚染現象の解明及び大気汚染と気候変動の相互影響評価
- PFASに関する環境監視測定に資する精度管理方法の確立と標準化、リスク評価や対策技術に関する研究 等

環境研究総合推進費の運営・実施体制



● 環境省・ERCA・PO・コーディネーター 等が連携し運営

- **環境省**は推進費の基本方針提示や研究成果を政策に反映
- **PO**は委託する研究課題の進捗状況の確認や研究部会の評価結果反映のための助言等を実施
- **コーディネーター**は研究成果の社会実装を支援

環境研究総合推進費の実施状況（1）

令和6年（2024年）度実施課題数： 168課題、9プロジェクト

①研究領域別

統合	気候変動	資源循環	自然共生	安全確保
52課題	20課題	38課題	26課題	32課題

（注）戦略的研究開発プロジェクトは上記領域には含まれていない。

②研究区分別

環境問題対応型研究		革新型研究開発 （若手枠）	次世代	戦略的研究開発 プロジェクトⅠ・Ⅱ
一般・ 技術実証型	ミディアム ファンディング枠			
77課題※ ¹	37課題	54課題※ ²	0課題	9プロジェクト

※1うち環境問題対応型研究（技術実証型）は9課題

※2うち年間支援規模が300万円以内の革新型研究開発（若手枠B）は14課題

③継続・新規

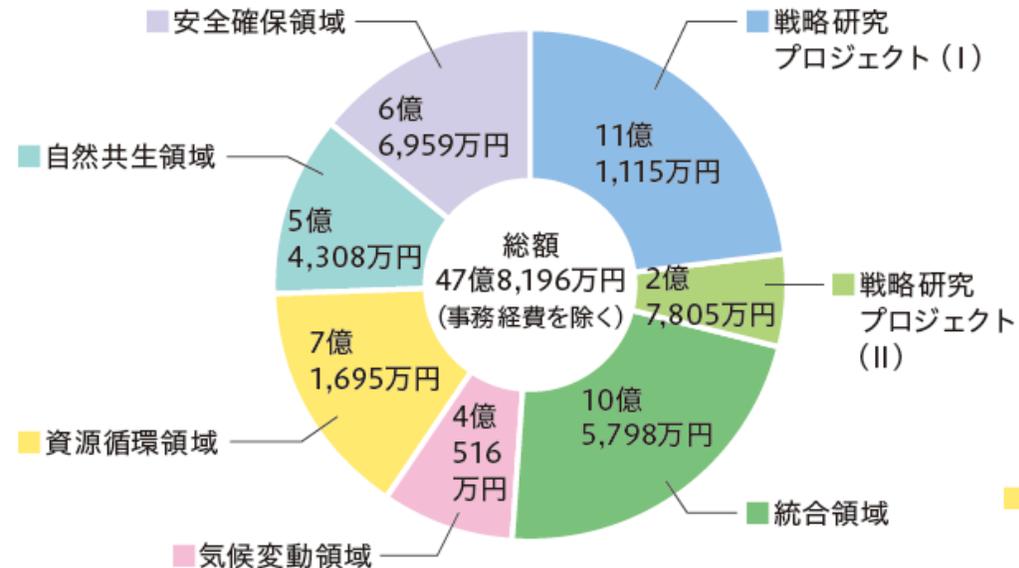
継続課題	新規課題（2024～）	計
112課題 7プロジェクト（戦略）	56課題 2プロジェクト（戦略）	168課題 9プロジェクト（戦略）

環境研究総合推進費の実施状況（2）

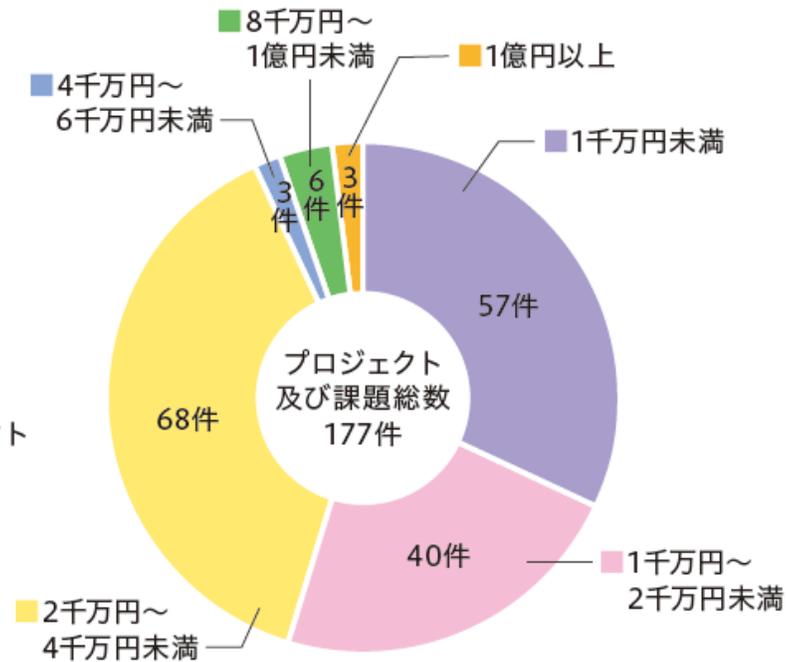
令和6年度実施課題に係る領域別予算額、予算規模別課題数など

（注）契約期間を延長した課題を含む。

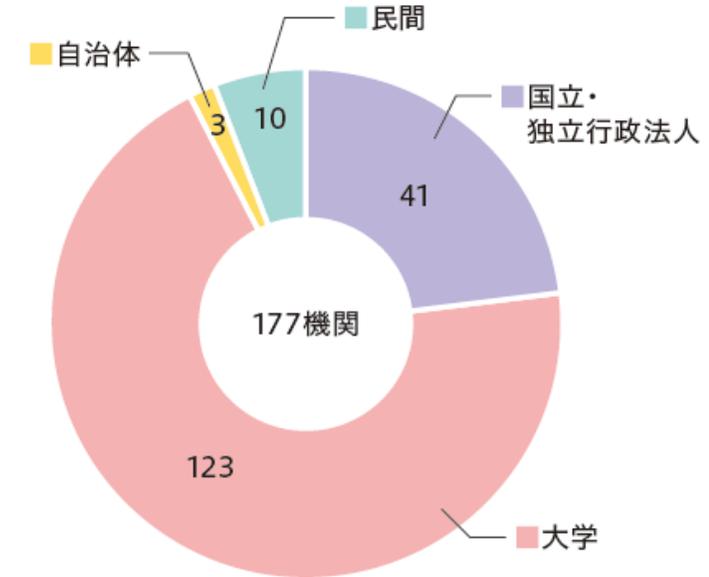
領域別予算額



予算規模別課題数

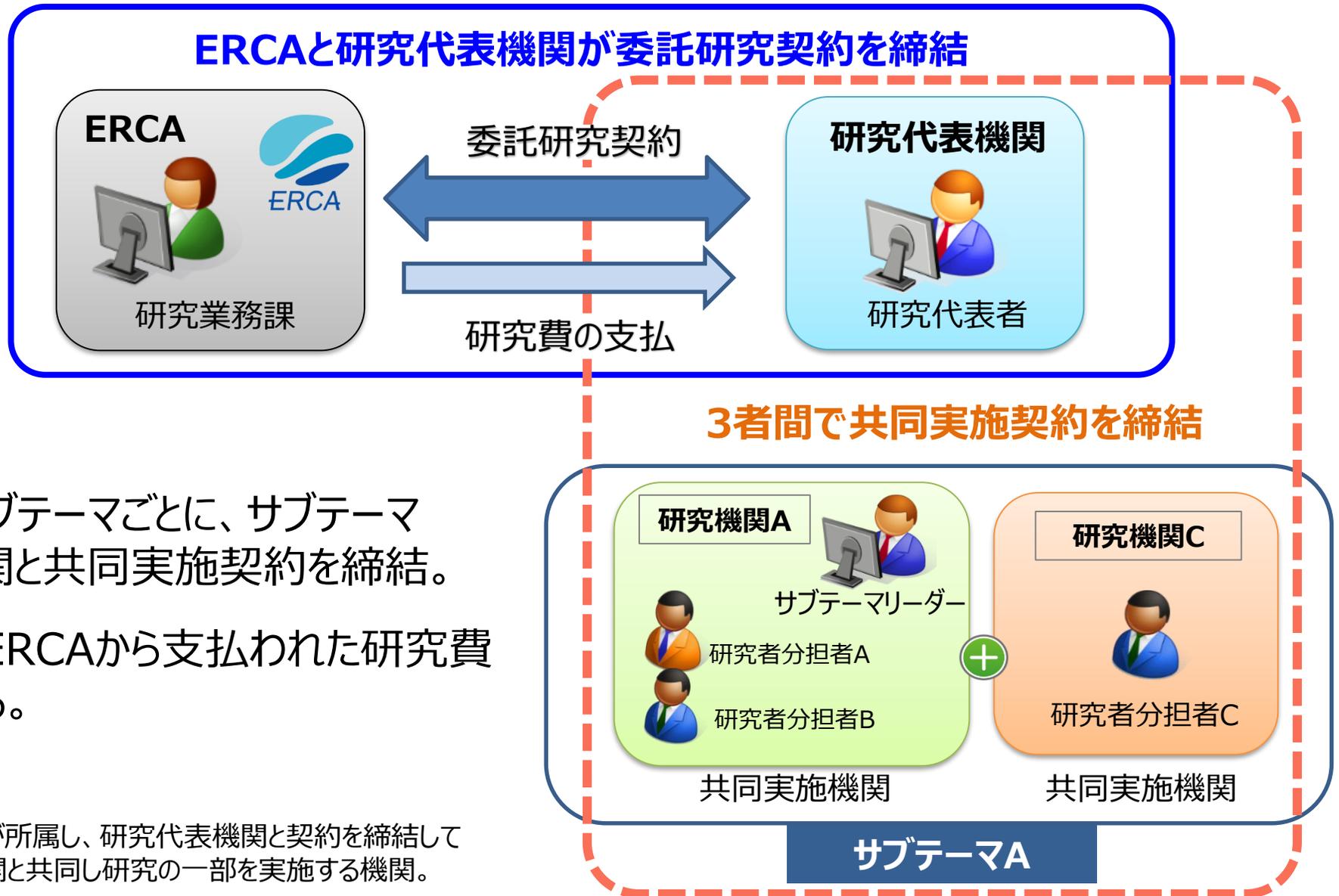


研究代表者所属機関数



委託研究の契約について

委託研究事業



- ▶ 研究代表機関はサブテーマごとに、サブテーマを構成する研究機関と共同実施契約を締結。
- ▶ 研究代表機関は、ERCAから支払われた研究費を各機関へ配分する。

※共同実施機関：研究分担者が所属し、研究代表機関と契約を締結して研究代表機関と共同し研究の一部を実施する機関。

委託研究契約事務処理の流れ

契約締結日と効力開始日について

■ 契約締結日

ERCAと研究機関が契約内容に合意し、ERCA内の決裁が完了した日付

※研究機関側に特段の事情が無い限り、ERCA内の決裁が完了した日を契約締結日とします。

契約締結日に要望がある場合は調整可能です。

※**研究機関側の要望による契約内容の変更はお受けできません。**やむを得ない事情がある場合は検討しますので、ご相談ください。

■ 効力開始日

契約書に規定する委託期間の開始日

※1. **契約締結日にかかわらず、委託研究期間の開始日である事業年度の4月1日から契約書の効力が発生します。**

※2. 物品等の発注、支払いや人の雇用を4月1日からとすることが可能です。ただし、**経理ルールに即して不適切な支出と機構が判断した場合は、当該金額の返還を求めることがあります。**

※3. 契約書上の義務や違反についても、**4月1日に遡及して適用**されます。

研究費の使用ルール（複数年契約について）

複数年契約の目的 複数年契約による弾力的な会計処理

年度跨りの調達が可能

- 研究計画に基づくものであることを前提に、翌事業年度の委託研究費を財源とする年度跨りの調達が可能。（国際入札等、発注から納品まで期間を要する高額な研究機器の調達等。）

研究費の翌年度への繰越が可能

- 未然に回避できないやむを得ない状況があること等、機構の示す要件を満たしている場合に、当年度の委託研究費を翌年度への繰越が可能

年度更新手続きによる研究期間の空白防止

- 研究計画に基づくものであることを前提に、翌事業年度の委託研究費を財源とする研究者等の翌事業年度に係る契約手続きの早期対応が可能

委託契約期間の延長

- ・研究期間が**2年度を超える**場合は、研究期間を更新する契約を締結し、契約期間を1年ずつ延長する。

①環境研究総合推進費の概要

②令和7年度新規課題公募について

〔令和7年(2025年)度開始〕 新規課題公募の概要

公募期間：2024年9月13日（金）13時～10月18日（金）13時

公募区分	研究開発費の支援規模	研究期間 (※1)	委託費・補助金
環境問題対応型研究（一般課題）	4,000万円以内／年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究（技術実証型）	4,000万円以内／年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）	2,000万円以内／年	3年以内	委託費
次世代事業（補助率1/2） ア. 「技術開発実証・実用化事業」 イ. 「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」	ア. 1億円以内／年 イ. 2億円以内／年	3年以内	補助金
革新型研究開発（若手枠A）	600万円以内／年	3年以内	委託費
革新型研究開発（若手枠B）	300万円以内／年	3年以内	委託費
戦略的研究開発（※2）			
戦略的研究開発（Ⅰ）：S-24	3億円以内／年	5年以内	委託費
戦略的研究開発（Ⅱ）：SⅡ-12	1億円以内／年	3年以内	

※1 研究期間は1年単位で申請が可能です（但し、戦略的研究開発を除く）。

※2 あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題（サブテーマ）を公募します。

■ 研究者の要件（委託費公募区分の共通事項）

詳細は公募要領p.42参照
補助事業の応募要件はP.53参照

要件①

日本国内において、原則として環境に関する研究を実施する能力のある下記のア～エに該当する機関に所属している研究者であること（国籍は問いません）。ただし、常勤・非常勤を問わず、予定される研究期間（例えば、研究期間3年間の研究提案であれば3年間）について**所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証**されていること。

- ア. 国及び地方公共団体の試験研究機関
- イ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含みません）
- ウ. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人
- エ. 法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの。

※「所属」とは雇用契約等の手段により所属機関として研究者に一定の責任を持つことを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。

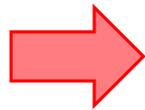
要件②

提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、**日本語による面接に対応できる程度の語学力**を有すること。

■ 環境問題対応型（一般課題、技術実証型）に期待する予算規模

詳細は公募要領p. 6 参照

より多くの研究開発提案に実施の機会を与えたいという観点から、環境問題対応型（一般課題、技術実証型）における年間の研究開発費の**上限は4,000万円となりますが、3,500万円以下（最終年度3,400万円以下）**の研究・技術開発を特に期待します。

 3,500万円（最終年度3,400万円）を超えて申請する場合は、その理由（根拠となる研究目標・計画、経費の利用目的等）を申請書に記入してください。

【環境問題対応型申請書の記入項目】

5 各年度別経費内訳

- (4) 期待する予算規模（年間支援額3,500万円（最終年度3,400万円））を超過する理由（一般課題、技術実証型のみ。）

■ 一定の採択枠を設ける公募区分

環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）

<特徴>

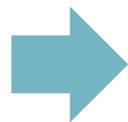
- 自然科学分野から人文・社会科学分野まで多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究提案など、より多くの研究提案に機会を提供するため、研究する分野の特性、研究計画の規模・範囲等を踏まえ、環境問題対応型研究のうち**研究開発費の支援規模が全研究期間2,000万円以内/年の規模**で研究を実施する課題を公募。

ミディアム
ファンディング枠への
積極的なご応募を
お待ちしております!!

例)

研究年度	年間研究費
------	-------

初年度	2,000万円
2年度目	1,900万円
3年度目	2,000万円



全ての研究年度で研究費が2,000万円以内の場合、ミディアムファンディング枠として審査します。

初年度	2,500万円
2年度目	1,900万円
3年度目	2,000万円



いずれかの1年でも2,000万円を超える場合は環境問題対応型研究（一般課題）として審査します。

■ 一定の採択枠を設ける公募区分

革新型研究開発（若手枠）

- ▶ **重点課題**に提示した個別又は複数の環境問題の解決に資する研究開発で、**新規性・独創性・革新性**に重点を置いた、**若手研究者**からの提案を公募。
- ▶ 若手研究者の要件は、**研究代表者及び研究分担者の全員**が**研究開始年度の4月1日時点で40歳未満**であること、**または博士の学位取得後8年未満**であること（産休・育休期間を除く）。

申請枠は2種類

若手枠A：

研究費の支援規模 **600万円以内/年**

若手枠B：

研究費の支援規模 **300万円以内/年**

※いずれかの1年でも300万円を超える場合は、若手枠A（600万円以内の申請枠）として審査

年度	若手枠の採択率	環境問題対応型の採択率
令和3年度	25.9% (14 課題)	12.4% (31 課題)
令和4年度	29.4% (15 課題)	16.2% (44 課題)
令和5年度	31.7% (19 課題)	14.3% (37 課題)
令和6年度	38.5% (20 課題)	12.9% (36 課題)

採択率、件数推移



長所①

・若手枠の採択率は、他の公募枠より高い傾向にあります。

■ 一定の採択枠を設ける公募区分

科研費との比較

研究費制度	革新型研究開発 (若手枠)	科研費 若手研究	科研費 挑戦的研究(萌芽)	科研費 挑戦的研究(開拓)
応募対象者	若手	若手	一般	一般
研究組織	単独または複数	単独	単独または複数	単独または複数
研究期間	最大3年間	2年から5年間	2年から3年間	3年から6年間
年間支援規模	若手枠A : 600万円以内 若手枠B : 300万円以内	100万円～ 250万円以内	166万円～ 250万円以内	83万円～ 666万円以内
研究支援体制	PO・アドバイザー	-	-	-

長所②

- ・若手研究者が個人またはグループで、**科研費より年間約2～3倍の研究費**で挑戦できます！
- ・POによる伴走支援、アドバイザーによる助言等の研究支援を受けることができます！

■ 一定の採択枠を設ける公募区分

若手枠の負担軽減策

【導入例】

- 採択審査について、今年度からヒアリング審査を廃止し、書面審査のみで採否を決定
- 中間評価、事後評価について、ヒアリング評価から書面評価へ変更
書面評価とすることで、発表資料（スライド）の提出も不要となりました。
- 申請書、成果報告書の様式の見直し
申請書：研究概要や目的などの目安文字数を半分程度に削減するなど申請しやすい様式にしています。
成果報告書：項目の統合や不要記載欄の削除などの見直しを行い、報告書の作成量がこれまでに比べ約1/3程度を簡略化しました。
- 研究進捗について、半期レポートの簡略化 等
アドバイザリーボード会合などの会合については、必ずしも参集型でなくてもよい点、
また半期レポートの提出頻度も半年に1回から年1回へ変更しています。

長所③

- ・若手研究者の負担軽減策の導入を進めています。

多様な分野による知見により環境政策へ貢献する研究課題

全ての公募区分において、
環境政策への貢献・反映（成果の社会実装）をより一層推進するため、
自然科学分野から人文・社会学分野までの多様な分野の知見を
総合的に活用した研究課題を奨励します。

- ① 人文・社会科学分野の研究課題
- ② 自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題
- ③ 従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決にも貢献するような研究課題



申請書に、本件に関する記入欄があります。

- 2 研究目的等（6）特記事項 2：多様な分野による知見の活用が環境政策への貢献・反映の促進にもたらす効果

環境研究総合推進費による社会実装イメージ

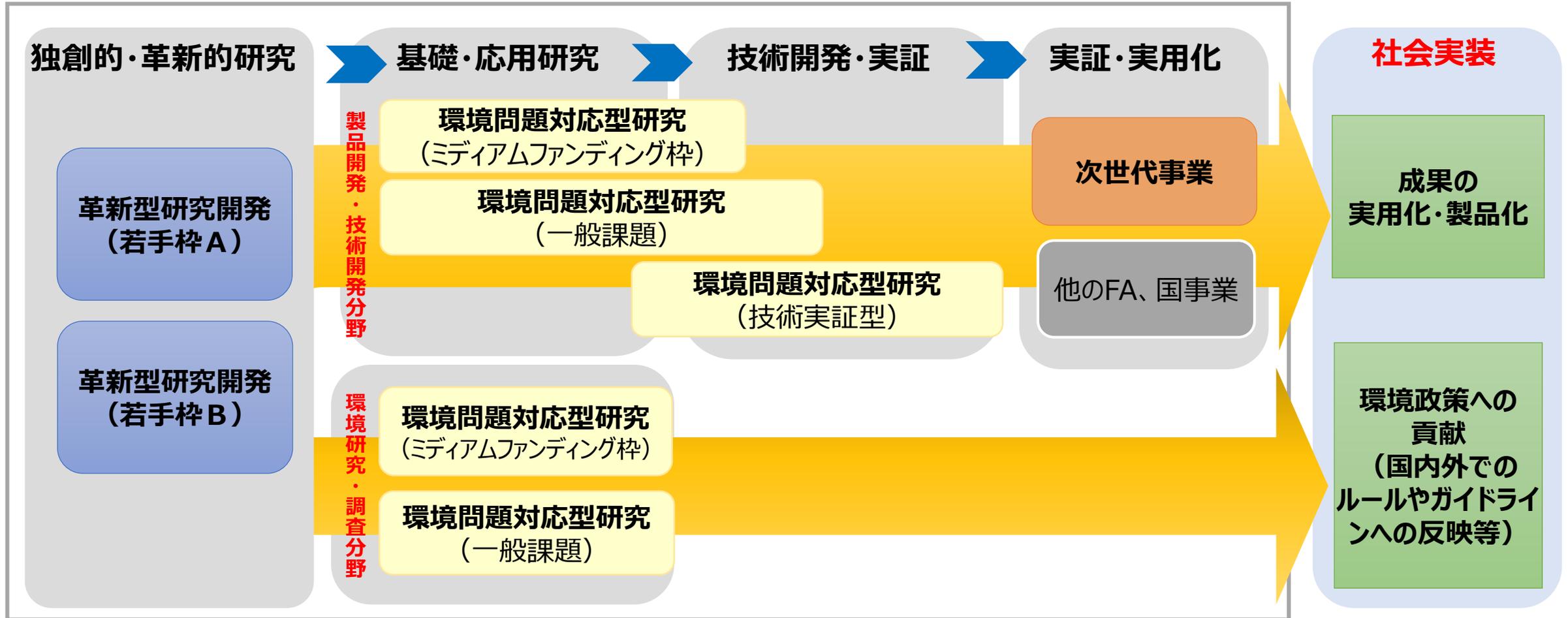
300万円以内

～

年間支援規模の幅

～

2億円以内



ステップアップに向けたサポート支援

PO・社会実装支援コーディネーターによる伴走支援やアドバイザーによる助言等により、研究・技術開発をサポートします。

成果の事例紹介（若手枠のステップアップ事例）

東北大学熊谷将吾先生は、推進費の若手枠から環境問題対応型研究へステップアップに繋がっています。推進費では、応募枠をシームレスに活用することで、社会実装に向けた研究に取り組むことが可能です。

応募枠	若手枠 (支援額600万円以内/年)		環境問題対応型 ミディアムファンディング枠 (支援額2,000万円以内/年)
研究期間	2017年～2018年	2019年～2021年	2022年～2024年（実施中）
課題名	【3RF-1701】塩ビ被覆銅線から銅および塩ビを高度に回収する新規塩ビ剥離技術の開発	【3RF-1901】使用済みワイヤーハーネスから高品位の銅および被覆樹脂を回収する高効率湿式ボールミル剥離法の開発	【3MF-2202】ワイヤーハーネス廃線の塩ビ被覆材及び銅線の高度湿式剥離及びリサイクルの社会実装に向けたパイロットスケールプロセス設計
研究内容	直径3mm以下の細線から被覆材及び伸銅相当品位の銅を回収する <u>二つの「被覆材剥離手法」、「ボールミル剥離法及び膨潤剥離法」を開発</u>	より高効率かつ高品位の銅及び被覆樹脂を回収するための <u>湿式ボールミル剥離法を開発</u>	<u>社会実装・パイロットスケール実証に向けた研究開発</u> ①パイロットスケール湿式剥離装置の設計 ②塩ビ被覆材のリサイクル実現見通し策定 ③回収銅線のリサイクル実現見通し策定 ④安全・環境・経済の多角的評価に基づくパイロットスケールプロセスデザイン
成果	◆ 使用済みWH細線から高度に塩ビ被覆材及び銅線を回収（100%）に成功 ◆ ベンチスケールへのスケールアップ（WH処理量最大20倍増）に成功		
評価	A評価（事後評価）	S評価（事後評価）	S評価（中間評価）



剥離試験後の銅線

次の研究フェーズへ移行

- 環境政策への貢献
- 新しい環境・資源戦略技術として WH廃線リサイクルを可能とすることが期待。
 - 塩ビ被覆材のリサイクルが実現すれば、プラスチックリサイクルの促進にも貢献すると期待。

〔令和7年(2025年)度開始〕 各公募区分の申請及び審査一覧

公募区分	革新型研究開発 (若手枠)		環境問題対応型研究			次世代事業 (補助率1/2)		戦略的研究開発	
	革新型研究開発 (若手枠A) 一定の採択枠 ^(注1)	^(注2) 革新型研究開発 (若手枠B)	一般課題	技術実証型	^(注3) ミディアム ファンディング枠 一定の採択枠 ^(注1)	ア. 「技術開発実証・実用化事業」	イ. 「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」	戦略的研究開発 (I)	戦略的研究開発 (II)
研究開発費の年間支援規模	600万円以内/年	300万円以内/年	4,000万円以内/年		2,000万円以内/年	1億円以内/年	2億円以内/年	3億円以内/年	1億円以内/年
研究開発期間	3年以内							5年以内	3年以内
重点課題	重点課題 ①～⑯						重点課題 ⑨～⑪	— 〔 戦略的研究開発は環境省が設定した研究テーマを公募することになります 〕	
審査部会	領域毎に設置した研究部会 (統合、気候変動、資源循環、自然共生、安全確保)						資源循環部会	研究テーマに該当する研究部会又は専門部会	
審査方法	一次審査：書 面		一次審査：書 面 二次審査：ヒアリング						
委託費/補助金	委託費				補助金		委託費		

注1 革新型研究開発 (若手枠) 及び環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠) は一定の採択枠を設けます。(本要領p.6参照)

注2 革新型研究開発 (若手枠) のうち、研究開発費の年間支援規模 (1年間の上限額) が全研究期間300万円/年以内の課題は、若手枠Bとなります。

注3 環境問題対応型研究のうち、研究開発費の年間支援規模 (1年間の上限額) が全研究期間2,000万円/年以内の課題は、ミディアムファンディング枠となります。

エネルギー起源CO₂ (注1) の排出抑制を主たる目的とした技術開発は公募対象外とします

エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発はエネルギー対策特別会計事業 (注2) の対象となります。

注1 : エネルギー起源CO₂とは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を指します。

注2 : 環境省ホームページ「エネ特（エネルギー対策特別会計）とは」
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/about/>

環境省の他の予算事業の対象であると考えられる研究提案は公募対象外とします

事業の対象・所掌範囲内である場合に推進費の公募対象外となる環境省の他の予算事業の例

- ・地球環境保全試験研究費
- ・ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業
- ・各種エネルギー対策特別会計予算事業

(例であり、これらに限らないことに留意すること。)

重点課題の選択と研究領域・審査部会について

- ▶ 応募に際し、16の重点課題から2つまで選択可能（主は必須、副は任意）
- ▶ 最も重視する重点課題（“主”として選択したもの）の属する研究領域 = 申請研究課題の「研究領域」となり、研究領域ごとに設置された研究部会で審査が実施される

〈例1〉

主：重点課題②（統合領域）
副：重点課題④（統合領域）を選択

⇒ 研究領域は「統合領域」で申請。
審査も統合部会で実施される

〈例2〉

主：重点課題⑮（安全確保領域）
副：重点課題⑤（統合領域）を選択

⇒ 研究領域は「安全確保領域」で申請。
審査も安全確保部会で実施される

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の選択について

- 行政要請研究テーマは、公募研究領域の16の重点課題ごとに、**環境省各部署が速やかに環境政策に反映するため、今後2、3年間に必要となる環境研究・技術開発のテーマ**
- 本公募では、**研究開発の必要性（環境行政上の意義）の観点から行政要請研究テーマに適合する研究技術開発の提案を重視**しますが、行政要請研究テーマへの適合は必須ではありません。
- 行政要請研究テーマは、公募要領別添資料 1 Ⅲ.(p.16～)を参照し、重点課題(主)(副)として選択したものに**対応する行政要請研究テーマより選択**すること。

(注) 選択した重点課題に含まれない行政要請研究テーマは選択できません。

公募要領別添資料 1「令和7年度新規課題に対する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について」Ⅲ. (p.16～)

No.	行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の研究開発テーマ名	重点課題	
1-1	多様な社会ニーズに応えるための国立公園の新たな統合的な協働型管理運営手法等に関する研究	②	
1-2	国際動向を踏まえた、我が国の国家勘定への「自然資本会計」の導入に向けた政策研究	②	①
1-3	自然公園での自然体験がもたらす健康や健全なこどもの発育などのウェルビーイングに係る評価に関する研究	②	⑬

例：

【重点課題⑫】 + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ×

【重点課題②】 + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ○

【重点課題⑬】（主） + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ○

【重点課題②】（副） + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ○

審査の観点について

審査は3つの観点（必要性、有効性、効率性）から総合的に行います。

①必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）

- 環境省の政策課題等を踏まえ、研究の環境行政上の意義等が適切に記載されているか、どうして今必要な研究なのかをバックキャストで記載できているか。
- 先行研究・類似研究をリサーチできているか。提案する研究に新規性・独創性はあるか。

②有効性（研究目標の達成可能性、環境政策への貢献度、成果の波及効果）

- 目標設定は適切か。研究目標の達成見込みは高いか。
- 研究成果が今後の環境政策にどのように貢献できるか、「技術実証型」研究については、社会実装後に社会的・経済的にどのような効果をもたらすことができるのか）が適切に記載されているか。

③効率性（研究体制・研究計画・研究経費の妥当性）

- 研究体制は、研究計画を効率的・効果的に遂行するために適切か。
- 研究者の実績・適性は十分か。エフォート（研究の専従率）は低すぎることなく妥当か。
- 位置付けが不明確なサブテーマが含まれていないか。
- 研究計画に対して、過剰な経費積算をしていないか。

環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業は**先導性・発展性・実用性**に重点を置いて評価します。
革新型研究開発（若手枠）は**新規性・独創性・革新性**に重点を置いて評価します。

研究目標について

研究目標は…

- 公募において審査対象となる（有効性の観点により審査する）
- 採択後、中間・事後評価の際に総合評価の基準となる

研究目標の設定について

- ・ **公募要領p.62の別紙2「研究目標の設定について」を参照**し、研究目的に対して、何を、どの水準まで達成するのかを具体的かつ明確に示すこと
- ・ 研究終了時の到達点を研究目標として、「課題全体」「サブテーマごと」に設定・記入すること
- ・ 達成度を判定できる目標とすること

行政推薦について

行政推薦の仕組み

応募課題の第一次審査に際し、環境省内で応募書類を供覧に付し、**各部局／課室の行政施策への貢献度が高いと評価される研究計画に対して推薦**を受け付ける仕組み（「**行政推薦**」）を設けています。「行政推薦」がなされた場合は審査に当たって**加点要素**となるとともに、研究開始後は環境省担当者との積極的な情報共有及び意見交換などが求められます。

行政推薦課室との連携

採択時に行政推薦を受けた研究については、研究成果が行政施策に積極的に活用されるよう、環境省の各部局／課室に対し、日頃から積極的な情報共有、意見交換を行い、研究内容と関連行政施策の連携を保たれるよう管理しつつ、進捗状況を逐次共有してください。

採択通知に行政推薦の有無・環境省担当者の連絡先等を記載予定です。

申請時の留意事項①

■ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

- 公募期間の締切は令和6年10月18日（金）13時です
締切前数日以上の余裕をもって、申請を行ってください（入力内容は一時保存可能です）

※締切間近に申請が集中しe-Radの受付処理が滞る事態が生じる、
締切間近に準備や調整が必要な項目があることに気が付く、
入力作業に思った以上に時間がかかって間に合わなかった（情報入力には最低でも60分前後かかります）
…等のトラブルが想定されます。

- 研究インテグリティに係る情報の登録 ⇒ **研究代表者及び研究分担者の全員対象**
e-Radの改修以降(2022年3月15日以降)に**研究インテグリティに係る情報の登録を行っていない場合は、応募の前に必ず情報の登録を行ってください**（既に登録済みの方は必要ありません）。研究課題に応募する**研究代表者及び研究分担者の全員の登録**をお願いします。

【研究インテグリティの確保】

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、国内に加えて国外からの研究資金の応募・受入状況及び兼業等も含めた全ての所属機関・役職に関する情報についてご提出いただきます。

申請時の留意事項②

■ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

● e-Radの「応募（新規登録）」画面と各タブについて

- ・応募を行うに当たり必要となる各種情報の入力を行います。
e-Radの「応募（新規登録）」画面には「基本情報」タブ、「研究経費・研究組織」タブ、「個別項目」タブ、「応募・受入状況」タブの4つがあります。

**「基本情報」、「研究経費・研究組織」、「個別項目」タブに
情報を入力してください。**

「応募・受入状況」タブの情報入力は不要です。

- ・応募情報を入力する際、申請書からの転記箇所は指示通りの箇所をコピー・貼り付けるなどして正確に転記してください。

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度/公募名	2025年度 /
課題ID/研究開発課題名	XXXXXXXX / 100文字以内
一時保存中の課題を配分機関に公開する ?	<input type="radio"/> 公開する <input checked="" type="radio"/> 公開しない

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況

基本情報

入力が必要

入力不要

■ SBIR制度による支援について

SBIR制度の詳細は以下をご覧ください。
<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp>

SBIR (Small /Startup Business Innovation Research) 制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することで、我が国のイノベーション創出を促進するための制度であり、推進費をはじめとする特定新技術補助金等による支出を受けたスタートアップ等は、以下のような支援を受けることができます。

【事業化までの支援策の概要】

- 1) 国や関係機関の入札への参加機会の拡大
- 2) 国等による研究開発成果の随意契約
- 3) 日本政策金融公庫からの特別貸付(低金利)
- 4) 特許料等の減免
- 5) 債務保証限度額の拡大(中小企業信用保険制法の特例)
- 6) 投資対象の特別枠(中小企業投資育成株式会社法の特例)
- 7) JST JREC-IN ポータルでの求人公募情報掲載時におけるSBIR事業採択情報の付与

本件に関連して、研究代表者または研究分担者のうち少なくとも1名が、中小企業(※)に所属している場合には、申請書の「9 研究課題に関する追加情報」の「**(2) 国の施策との関連情報**」の項目において、**中小企業との関連に「関連する」と記入**するとともに、研究代表者または研究分担者が所属する**中小企業の名称を記入**してください。また、e-Radにも当該情報の入力欄がありますので、**同情報を記入**してください。

(※) 中小企業の定義は公募要領p.27をご参照ください

申請時の留意事項④

■ 申請書の書き方（特に留意いただきたい点）

「7 研究費の応募・受入等の状況及び本応募課題との相違点について」

・本応募課題の研究代表者及び研究分担者の全員が、研究開始時点で受けている（応募中・応募予定のものも含む。）国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む。）、企業からの受託研究・共同研究について、下表の項目に記入すること。

・**本応募の研究内容との相違点**及び他の研究費に加えて本応募研究課題に**応募する理由を明確に記載**すること。不明な場合は、審査の過程で説明を求められることがある。

・研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が類似する研究課題が、他の競争的研究費等の助成対象となった場合は、直ちにERCAに連絡すること。

※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に管理できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求める。ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合等、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみの提出も可能とする。

■ 重複応募の制限について

- **推進費で令和7年度継続予定の研究課題の研究代表者は応募できません。**
→継続予定の研究に支障を及ぼさない範囲で、研究分担者等として参画することは差支えありません。
- **研究代表者として複数の応募をすることはできません。**
- **(戦略的研究開発) 同一の戦略的研究開発において複数のサブテーマリーダーに応募することはできません。**

■ 既存の助成課題に類似する研究課題の応募をすることはできません

推進費において既に実施されている研究課題との重複又は類似について確認したい場合は、以下のERCA ホームページで公開している研究課題データベースをご参照ください。

○環境研究総合推進費 研究課題データベース

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing

※過去の採択課題・実施中の課題及び研究課題データベースについては公募要領p.8もご参照ください

Q. 研究開始後、研究代表者やサブテームリーダーの交代はできますか？

A. 研究代表者やサブテームリーダーについては、他機関への移籍、退職等する場合であっても、原則として交代は認めておりません。

また、契約に関するトラブルを避けるため、

研究代表者及びサブテームリーダーはあらかじめ、以下の①、②の事項について、研究分担者は②の事項について、各所属機関の長及び契約事務担当者から承認を得た上で、申請してください。

- ① 研究期間にわたり、当該研究者が応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

※ 本申請に係る所属機関等の承認について、e-Rad及び申請書に確認項目入力欄を設けてありますのでご確認ください。

※ 今後、審査の過程で研究代表者及びサブテームリーダーに係る所属研究機関等の承認書（ERCA指定様式）のご提出をお願いする場合があります。

Q. 民間企業・NPO法人も応募可能ですか？

A. 「日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの」であれば、応募可能です（応募要件の詳細は公募要領をご参照ください※）。なお、業務内容等の確認のため、法人登記簿抄本等の資料を追加提出していただく場合があります。

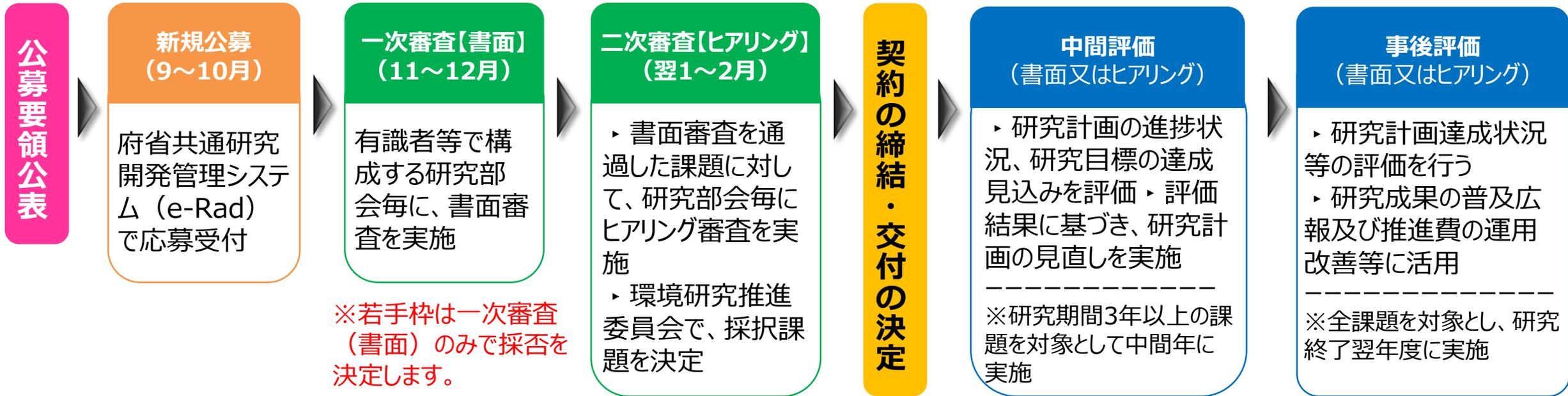
※委託研究における公募要件 ⇒公募要領p.42を参照

補助事業における公募要件 ⇒公募要領p.53を参照

Q. 雇用の関係で応募時に研究分担者のe-Rad登録が間に合いません

A. 応募時にe-Rad研究者情報登録が間に合わない場合は、研究開始後に研究分担者の追加に係る手続きを行ってください。

環境研究総合推進費の募集・研究実施フロー



- ▶ 新規公募課題の申請は「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」で受付。
- ▶ 有識者等で構成する研究部会毎に一次審査（書面）、二次審査（ヒアリング）を実施。
- ▶ 採択後、研究の実施は4月1日から可能。
- ▶ 研究期間が3年以上の研究課題については、中間年度（3年間の研究であれば2年目）に環境研究推進委員会（研究部会）による中間評価を実施。なお、中間評価において評価が低かった課題・サブテーマについては、必要に応じて、研究計画の修正、見直し等を実施。
- ▶ 全ての課題について、研究終了翌年度に事後評価を実施。

お問合せ

お問合せ内容	担当部局 連絡先メールアドレス等
環境研究総合推進費 全般 について	<p>(独) 環境再生保全機構 環境研究総合推進部 メールアドレス (代表) : suishinhi-koubo [AT]erca.go.jp ※ [AT] を@ に変えてください</p> <p>＜メールいただく際は・・・＞ ○件名頭に【公募問合せ】と記してご連絡ください。</p>
行政要請研究テーマ (行政ニーズ) について	<p>環境省 大臣官房総合政策課環境研究技術室 メールアドレス : so-suishin[AT]env.go.jp ※ [AT] を@ に変えてください</p> <p>＜メールいただく際は・・・＞ ○件名頭に【推進費公募問合せ】と記してご連絡ください。</p>
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法について	<p>e-Radヘルプデスク TEL : 0570-057-060 (9:00～18:00 土日祝、年末年始を除く)</p>

▶ 參考資料

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項

採択後、研究実施にあたり必要な事項を説明した「事務処理説明書」は下記URLより入手可能です。

○ 事務処理説明書研究推進編

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html

○ 委託研究契約事務処理説明書

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_2.html

○ 補助事業事務処理説明書

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_3.html

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項 (つづき)

○ プログラムオフィサーによる研究支援

(詳細は事務処理説明書研究推進編 (令和6年度) p.3、p.26参照)

ERCA は、円滑かつ効率的な研究の推進及び研究者と環境省との密接な連絡体制の確保に資するため、プログラムオフィサー (PO) を配置し、各研究課題を担当するPO (担当PO) が積極的に研究実施のサポートを行うとともに研究管理に関する窓口を務めることとしています。研究実施に当たって、研究代表者は、研究に関する情報を担当POに逐次共有するなど、十分な連携を行ってください。

○ 行政推薦課室との連携

(詳細は事務処理説明書研究推進編 (令和6年度) p.4、p.27参照)

採択時に行政推薦を受けた研究については、研究成果が行政施策に積極的に活用されるよう、環境省の各部局／課室に対し、日頃から積極的な情報共有、意見交換を行い、研究内容と関連行政施策の連携を保たれるよう管理しつつ、進捗状況を逐次共有してください。

採択通知に行政推薦の有無・環境省担当者の連絡先等を記載予定です。必ず確認してください。

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項 (つづき)

(詳細は事務処理説明書研究推進編 (令和6年度)
p.9、p.33参照)

○キックオフ会合、アドバイザリーボード会合の開催

【キックオフ会合】

開催時期等：初年度の5月末まで（遅くとも7月末まで）に実施

出席者：研究者、アドバイザー、担当P O、環境省担当者（行政推薦課題）、ERCA担当者 他

【アドバイザリーボード会合】

開催時期等：年1回以上開催。次年度の研究内容に反映できるよう適切な時期に実施。

出席者：研究者、アドバイザー、担当P O、環境省担当者（行政推薦課題）、ERCA担当者 他

○国民との科学・技術対話の実施

(詳細は事務処理説明書研究推進編 (令和6年度) p.17、p.44参照)

国の指針である「国民との科学・技術対話」における各種活動等の実施状況については、中間・事後評価の際に考慮することとしています。

年間予算計上額

3,000万円以上 (直接経費) の研究課題 ⇒ **実施必須** (未実施の場合、中間・事後評価においてマイナス評価となる)

年間予算計上額

3,000万円未満 (直接経費) の研究課題 ⇒ 実施の場合、中間・事後評価においてプラス評価となる

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項 (つづき)

○ 推進費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき実施。詳細については、ERCAホームページをご確認ください。

- ・環境研究総合推進費における若手研究者の自発的な研究活動等への支援実施について
https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html

○ 研究代表者 (PI) の人件費の支出及びバイアウト制度の導入

環境研究総合推進費の研究代表者 (PI) となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者 (PI) の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費 (バイアウト経費) を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

- ・環境研究総合推進費における直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について
https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html
- ・環境研究総合推進費における直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し (バイアウト制の導入) について
https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html

(参考) 採択後の留意事項等

■ 採択後の評価に係る留意事項

○ 中間・事後評価の実施

(中間評価)

- ・研究期間 3 年間以上の研究課題は、研究期間の中間年度に中間評価を実施。
- ・評価実施に先立ち「中間研究成果報告書」等の作成をいただく。
- ・中間評価では「研究目標」に対する進捗・達成状況及び目標の困難度を評価し、総合評価の基礎とします。また、研究成果のアウトカム（環境政策等への貢献等）の見通し及び研究の効率性について、特筆すべきものがある場合に加点減点し評価する。
経費の妥当性の評価結果は次年度以降の研究費に反映。
- ・評価が低かった課題（総合評価において 5 段階評価の下位 3 段階の評価を受けた課題、「目標達成度」が 80 点以下の課題）については、研究計画の変更、経費の減額、研究開発の中止等の措置を執る場合がある。

(事後評価)

- ・研究終了の翌年度に、すべての課題に対し実施。
- ・評価実施に先立ち「終了研究成果報告書」等の作成をいただく。
- ・事後評価では「研究目標」に対する達成状況及び目標の困難度を総合評価の基礎として評価し、研究成果のアウトカム（環境政策等への貢献等）の見通し及び研究の効率性について、特筆すべきものがある場合に加点減点し評価する。